

令和2年松前町規則第15号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年8月28日

松前町長 岡本 靖

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年松前町規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務区分表			別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
7級	各事務部局	省略 部付	7級	各事務部局	省略

(松前町職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 松前町職員の職の設置に関する規則(昭和63年松前町規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第2条 町長の事務部局に置く職員の職は、次のとおりとする。	(職の設置) 第2条 町長の事務部局に置く職員の職は、次のとおりとする。

部長、部付、課長、技監、滞納処分専門監、課長補佐、室長、主幹、保育所長、係長、担当係長、主幹保育士、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士、主任保育士、課付、主事、技師、保健師、栄養士、保育士、調理員

部長\_\_\_\_\_、課長、技監、滞納処分専門監、課長補佐、室長、主幹、保育所長、係長、担当係長、主幹保育士、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士、主任保育士、課付、主事、技師、保健師、栄養士、保育士、調理員

(松前町事務分掌規則の一部改正)

第3条 松前町事務分掌規則(平成21年松前町規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部、課、室及び係に置く職)	(部、課、室及び係に置く職)
第4条 省略	第4条 省略
2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、 <u>部に部付</u> 、課に課長補佐、主任及びその他の職員を置くことができる。	2 前項に規定するもののほか、必要に応じ_____、課に課長補佐、主任及びその他の職員を置くことができる。
(職務)	(職務)
第5条 省略	第5条 省略
2 <u>部付は、上司の特命に係る事務を処理する。</u>	
<u>3</u> 省略	<u>2</u> 省略
<u>4</u> 省略	<u>3</u> 省略
<u>5</u> 省略	<u>4</u> 省略
<u>6</u> 省略	<u>5</u> 省略
<u>7</u> 省略	<u>6</u> 省略
<u>8</u> 省略	<u>7</u> 省略
<u>9</u> 省略	<u>8</u> 省略
<u>10</u> 省略	<u>9</u> 省略
<u>11</u> 省略	<u>10</u> 省略
<u>12</u> 省略	<u>11</u> 省略

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。